

MA（単位料金区域）

MA（Message Area 単位料金区域）とは、市内通話料金（昼間3分9.35円（税込））で通話できる区域のことです。また、MAによって月々お支払いいただく基本料の額が異なります。

MAは、社会的経済的諸条件、地勢および行政区画などからみて通話の交流上おおむね一体とみられる地域からなるものであり、1962年9月に設定されました。2023年3月31日現在、東日本エリアで251のMA（全国では561のMA）があります。

MAについては、現在の社会経済圏・通話交流圏にそぐわないといった問題点が指摘されており、従来、郵政省および総務庁（現：総務省）からも、通話圏の拡大に合わせたMAの見直しや行政区域の不一致の解消の必要性を指摘されておりました。

しかしながら、MAのあり方は、(1) 地域事情などによりお客さまによって意見が異なる事態が想定され、また、(2) すべての通信事業者が通話制度の基礎として使っているという面もあります。このため、現行のMAを継続しつつ、社会生活圏の拡大などに対応し、料金面でのお客さまの利便性を向上させる方策として、1997年12月より、月々定額料220円（税込）の支払いで「隣接・20kmまで」の通話料金を区域内通話料と同額とする料金割引サービス「エリアプラス」の提供を開始しました。さらに、2005年1月より、県内通話料を一律（NTT東日本およびNTT西日本のマイラインプラスに「市内通話」「県内市外通話」の2区分ともにご登録いただいているお客さまは、定額料なしの場合一律9.35円（税込）／3分）とする選択性の料金割引サービス「イチリッツ」の提供を開始し、MAの在り方について、一定の解決を図りました。

●MAと行政区域の不一致について

MAは原則として行政区域（市町村区域）と一致するように設定していますが、一部行政区画と一致していない箇所があります。

NTT東日本では、こうした不一致箇所について、当該地域のお客さまのご要望をもとに解消を図っています。

<不一致解消の基準>

- ① 行政区域に合わせる変更であること。
- ② 行政区域の主たる地域が所属するMAへの変更であること。
- ③ 当該地域のお客さま（ご契約者）全員が要望されており、かつ電話番号の変更、料金負担の変動についてご了解いただいていること。

MAの境界変更にあたっては、当該地域のお客さま全員のご要望である旨の書類を提出していただきます。

（参考）

行政区域と一致するようMAの境界を変更する場合には、当該地域のお客さま（ご契約者）に、一般に次のようなメリットおよびデメリットが生じるため、お客さまの同意をいただいで実施しております。

<不一致解消のメリット>

- ① 同一市町村内への通話が、区域内通話となる。
- ② 同一市町村内に通話する際に、市外局番が不要となる（一部例外があります）。

<不一致解消のデメリット>

- ① 基本料、通話料が変動する（料金負担増となる場合がある）。
- ② 電話番号が変更となる。
- ③ ②に伴い、看板・名刺などの書き換えが必要となる（お客さまの自己負担）。

●「エリアプラス」「イチリッツ」について

サービス名	割引内容	定額料
エリアプラス・INSエリアプラス	「隣接・20kmまで」の市外通話／通信について、昼間・夜間帯（朝8時～夜11時）は3分までごとに9.35円（税込）、深夜・早朝帯（夜11時～翌朝8時）は4分までごとに9.35円（税込）の料金を適用。	回線ごとに220円（税込）／月 ※マイラインプラスにご登録いただいているお客さまの場合▲110円引
イチリッツ1	同一県内の通話／通信（全曜日・全時間帯）について、3分までごとに9.35円（税込）の料金を適用。	回線ごとに220円（税込）／月 ※マイラインプラスにご登録いただいているお客さまの場合▲220円引
イチリッツ2	同一県内の通話／通信（全曜日・全時間帯）について、3分までごとに8.25円（税込）の料金を適用。	回線ごとに330円（税込）／月 ※マイラインプラスにご登録いただいているお客さまの場合▲220円引

※上記割引サービスをご契約いただくには、NTT東日本のマイラインプラスまたはマイラインのご登録が必要となります。

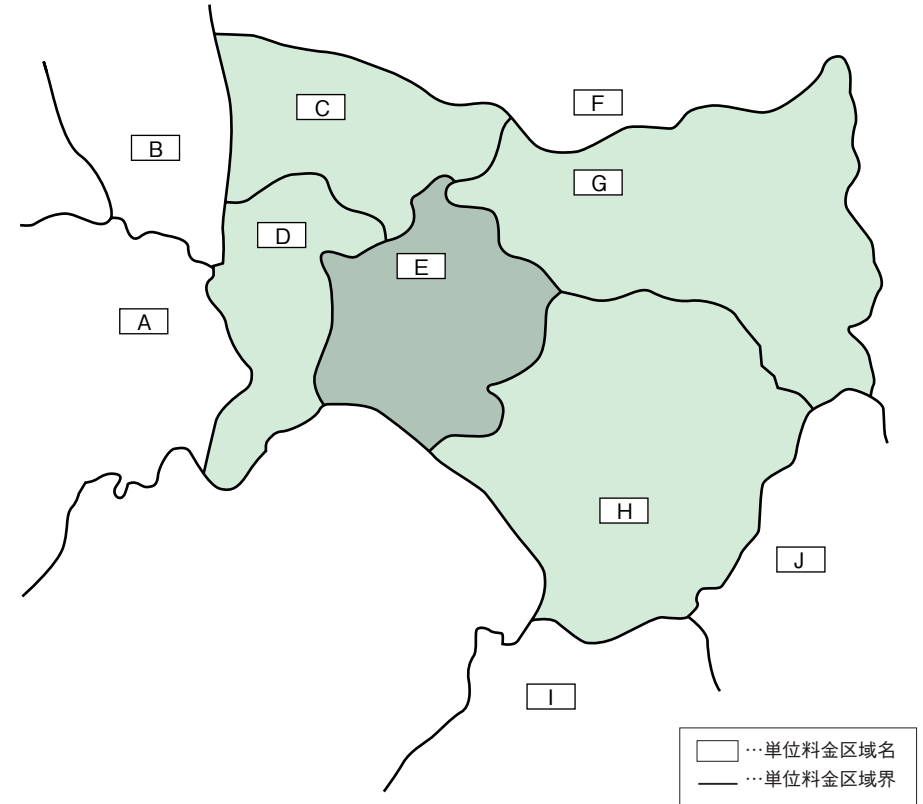
単位料金区域(MA)名

北海道			青森	秋田	岩手	山形	宮城	福島	
旭川	上士幌	天塩	富良野	青森	秋田	一関	酒田	石巻	会津山口
芦別	木古内	弟子屈	本別	鱒ヶ沢	大館	岩泉	寒河江	岩沼	会津若松
厚岸	北見	当別	松前	蟹田	大曲	岩手	新庄	大河原	石川
網走	北見枝幸	十勝池田	鶴川	五所川原	男鹿	大船渡	鶴岡	気仙沼	いわき
石狩	釧路	十勝清水	室蘭	三戸	角館	釜石	長井	白石	磐城富岡
石狩深川	倶知安	苫小牧	森	十和田	鹿角	北上	村山	仙台	喜多方
今金	熊石	中標津	紋別	野辺地	鷹巣	久慈	山形	築館	郡山
岩内	栗山	中湧別	門別富川	八戸	能代	遠野	米沢	築館	白河
岩見沢	札幌	名寄	焼尻	弘前	本荘	二戸		追	須賀川
浦河	鹿部*2	根室	八雲	むつ	湯沢	花巻		古川	田島
江差	静内	根室標津	夕張		横手	水沢			二本松
えりも	士別	函館	余市			宮古			原町
遠軽	斜里	羽幌	利尻礼文			盛岡			福島
奥尻	白糠	浜頓別	留萌						三春
興部	寿都	早来	稚内						柳津
小樽	滝川	広尾							
帯広	伊達	美深							
上川	千歳	美幌							
69MA			10MA	11MA	13MA	8MA	9MA	15MA	

群馬	栃木	茨城	埼玉	千葉	山梨	東京	神奈川	新潟	長野
伊勢崎	足利	石岡	浦和	市川	大月	伊豆大島	厚木	新井	阿南町
太田	今市	潮来	川口	市原	鯉沢青柳	青梅	小田原	糸魚川	飯田
桐生	宇都宮	笠間	川越	大原	甲府	小笠原	川崎	柏崎	飯山
渋川	大田原	古河	久喜	柏	甲府	国分寺	相模原	小出	伊那
高崎	小山	下館	熊谷	鴨川	身延	立川	平塚	佐渡*1	上田
富岡	鹿沼	高萩	草加	木更津	山梨	東京	藤沢	三条	大町
長野原	烏山	高萩	草加	佐原	吉田	八王子	横須賀	新発田	木曾福島
沼田	黒磯	土浦	所沢	館山		八丈島	横浜	上越	小諸
藤岡	佐野	常陸太田	飯能	千葉		三宅		津川	佐久
前橋	栃木	常陸大宮	東松山	銚子		武蔵野三鷹		十日町	諏訪
	真岡	鉾田	本庄	東金				長岡	中野
		水海道		成田				新潟	長野
		水戸		船橋				新津	松本
		竜ヶ崎		茂原				巻	
				八日市場				六日町	
								村上	
								安塚	
10MA	11MA	14MA	11MA	15MA	7MA	10MA	8MA	17MA	13MA

*1 2005年6月1日 MA統合 両津・佐和田→佐渡
 *2 2006年10月1日 MA名変更 南茅部→鹿部

県内通話料の適用区分例



通話の種類	例	通話料(加入電話)
区域内通話 ■内の通話	E単位料金区域内に終始する通話	3分までごとに9.35円(税込)
隣接区域内通話 ■と■との間の通話	E単位料金区域内とC・D・G・Hの各単位料金区域との間の通話	90秒までごとに11円(税込)
区域外通話 ■と□との間の通話	E単位料金区域内とE単位料金区域に隣接していない他の単位料金区域(A・B・F・I・J単位料金区域)との間の通話	区域外通話地域間距離に応じたそれぞれの秒数までごとに11円(税込)